

一般質問から

つくばエクスプレス（TX）の混雑解消について

Q TXは、開業以来年々利用者が増加し、八潮駅ではラッシュ時に乗車できない状況も見られます。市としても、事態解消のための行動をおこすべきと考えますがいかがですか。

A ラッシュ時の混雑解消策について首都圏新都市鉄道株式会社を確認しましたところ最近の主な対応として、平成24年度に列車の増強やダイヤ改正による運行頻度の増加を行っているとのこと。

また、市としても会社に要望活動を行っており、主要要望事

1番 鹿野 泰司

項は、八潮駅への快速列車の停車、八潮駅始発列車の増発、改札機の増設などです。

このうち改札機の増設については、平成27年に1台増設されることになりました。

今後つくばエクスプレスの更なる利便性の向上に努めてまいりたいと考えています。



八条用水について

Q ①通水の時期について②通水を行わない時の維持管理について③用水路内の植物の生育について④水質の現況について

A 毎年、4月20日前後に、田植えの準備のため、通水を開始し、その後、8月の下旬に稲刈りの準備のため通水を終了します。今年度からは、10月から3月までの間、毎秒0・075トンのポンプ2台を交互に稼働し、冬水通水を行っています。

八条用水路土地改良区では、取水口から本市の市民農園の下流部のゲートまでの間、毎年、4月に、ゴミの除去などの水路

11番 前田 貞子

の清掃を実施。4月から8月以外は、年一回の清掃を実施しています。概ね、八条親水公園から市民農園下流部のゲートまでの間には、ホテイアオイやヨシなどの他、金魚藻が大量に繁殖しており、藻については、引き続き状況を把握し、必要に応じて、管理者に清掃等の要望をして参ります。

平成25年度に、埼玉県及び南部葛西三市連絡協議会により、水質検査を実施。BOD（生物化学的酸素要求量）などの検査結果は、全て良好でした。

水道行政について

Q 平成26年10月末時点の営業状況と水道水の需要促進方策について

A 上水道事業の平成26年度10月末時点における営業状況については、配水量、有収水量を昨年の同時期と比較すると、共に減少しております。

用途別で見ますと、一般家庭の生活用水の減少が約半分を占め減少の主な原因となっております。

これは、節水機器の普及、節水意識の高揚と共に、取水制限を引き起こした昨年の猛暑とは一転し、今年の夏の天候が平年並みになったことが原因と考えています。

9月末時点における上水

15番 中嶋 善文

水道事業上半期決算では、水道事業収益の収入額は、概ね今年度予算通りの収益状況にあると考えています。

水道水の需要を伸ばす取り組みにつきましては、平成17年の市民まつりから毎年水道水とペットボトル水と飲み比べ「利き水アンケート」等を実施し結果を水道だよりで報告しています。

また、水道水を美味しく飲む方法や水道水が安全で経済的であることを、市民まつりや水道週間などで掲示しPRに努めております。

その他の一般質問事項

※数字は議席番号です

平成26年第4回定例会で行われたその他の一般質問事項については、次のとおりです。

⑩防災施策について⑪環境問題について⑫健康づくり対策について⑬介護従事者の定着率向上について⑭市民活動支援センターについて⑮情報公開条例の改正について⑯男女共同参画社会の推進について⑰自転車事故防止対策について⑱ホームスタートの実施について⑲予防接種種のお知らせについて⑳父子健康手帳について㉑読書通帳について㉒税務行政について㉓交通安全行政について㉔中川河川敷包括占用区域の効果的な活用に

消防の広域化について

Q 草加市と協議している消防の広域化によってどのようなメリットがあるかをお聞かせください。

A 広域体制によるメリットとしては大きく三つ挙げられます。

第一に、災害地点から最も近い部隊を出动させることにより、現場到着時間が短縮されます。

また、出動台数が増加することにより、初動体制が強化され、次の災害に備えて車両を待機させることも可能となります。

第二に、消防本部の職員数も増加し、消防学校や救急救命士養成所への派遣が比較的容易に

8番 寺原 一行

なるため、職員の能力向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

第三に、はしご車や救助工作車などの特殊な車両や高機能指令センター等の施設について、計画的に整備を進めることができるようになります。

類似の装備や資機材等に対する重複投資を回避することも可能となります。

消防の広域化につきましては、市民の皆様の安全・安心を最優先に考え、引き続きその実現に向けて検討してまいります。

議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会とは、どちらも傍聴することができません。定例会は年4回開かれ、次回3月2日に開会予定となっております。

傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

●本会議の傍聴
一般席の傍聴人の定員は42人です。

傍聴を希望される方は、傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

定員を超えた場合、入場を一時お待ちいただくことがあります。

●委員会の傍聴
委員会を傍聴できる人数は10人までです。

なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。

●傍聴する際の注意事項
傍聴する際は、騒ぎ立ててはいけません。傍聴規則を守りましょう。

また、傍聴する方は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音等を行うことができません。

なお、携帯電話の電源は必ず切ってください。

【平成26年第4回定例会の傍聴者数31名】